

# 労働災害家族の生活実態に関する 調査

## — 結果報告書 —

昭和47年

労働省婦人少年局

## は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉向上の見地から、労働者家族の問題と、その福祉対策について、かねてから調査研究、啓発活動をすすめてきたところである。

なかでも、労働災害が、その家族の生活に及ぼす影響について、昭和44年以来調査を実施してきたが、ひきつづき今回は労働災害家族の生活実態に関する調査を実施した。この調査は、労働災害により重度の障害を受けた労働者の家族について、生活の現状並びに夫の被災による生活の変化の実態を明らかにするために実施したものである。

この調査の結果が、労働者家族福祉問題に関心を持たれる方々のご参考になれば幸いである。

調査の実施にあたりご協力いただいた対象者はじめ関係機関の各位に厚くお礼申し上げます。

昭和48年3月

労働省婦人少年局

# 目 次

## は し が き

|           |   |
|-----------|---|
| 調 査 の 概 要 | 1 |
| 調査結果の要約   | 2 |
| 調 査 結 果   | 6 |

## I 夫の被災状況 6

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 障害等級          | 6 |
| 2 障害部位          | 6 |
| 3 被災時期          | 7 |
| 4 被災時の年齢        | 7 |
| 5 被災事業場の業種および規模 | 7 |

## II 家族の状況 8

|          |   |
|----------|---|
| 1 家族員数   | 8 |
| 2 子どもの有無 | 9 |
| 3 有業者数   | 9 |
| 4 家計維持者  | 9 |

## III 妻の状況 10

|           |    |
|-----------|----|
| 1 年 令     | 10 |
| 2 就業状況    | 10 |
| (1) 就業の有無 | 10 |
| (2) 就業状態  | 11 |
| (3) 就業経路  | 12 |
| (4) 継続状況  | 12 |

## IV 夫の就業 13

|               |    |
|---------------|----|
| 1 被災事業場退職の有無  | 13 |
| 2 被災事業場在職者の状況 | 14 |
| (1) 復職するまでの期間 | 14 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| (2) 仕事および身分の変更状況 ..... | 14 |
| 3 被災事業場退職者の状況 .....    | 15 |
| (1) 就業状態 .....         | 15 |
| (2) 就業するまでの期間 .....    | 15 |
| (3) 就業経路 .....         | 16 |
| V 子どもの保育および教育 .....    | 16 |
| 1 保育状況 .....           | 16 |
| 2 就学・進学への支障状況 .....    | 17 |
| VI 家計の状況 .....         | 18 |
| 1 世帯の収入 .....          | 18 |
| 2 障害補償年金 .....         | 19 |
| (1) 障害補償年金 .....       | 19 |
| (2) 公的年金 .....         | 19 |
| (3) 家計のなかに占める割合 .....  | 20 |
| 3 夫の収入 .....           | 20 |
| (1) 家計のなかに占める割合 .....  | 20 |
| (2) 就業している夫の収入 .....   | 21 |
| 4 妻の収入 .....           | 21 |
| (1) 家計のなかに占める割合 .....  | 21 |
| (2) 就業している妻の収入 .....   | 22 |
| 5 家計への影響 .....         | 23 |
| VII 夫に対する心づかいの状況 ..... | 24 |
| 1 心づかいの要否 .....        | 24 |
| 2 心づかいの内容 .....        | 25 |
| VIII 妻の意識 .....        | 26 |
| 1 妻の相談相手 .....         | 26 |
| 2 困っていること、つらいこと .....  | 26 |
| 3 要望事項 .....           | 27 |

# 統計表目次

|      |                           |    |
|------|---------------------------|----|
| 第1表  | 障害等級                      | 6  |
| 第2表  | 障害部位                      | 6  |
| 第3表  | 被災時期                      | 7  |
| 第4表  | 夫の被災時の年齢                  | 7  |
| 第5表  | 被災事業場の業種                  | 8  |
| 第6表  | 被災事業場の規模                  | 8  |
| 第7表  | 家族員数                      | 8  |
| 第8表  | 子どもの有無                    | 9  |
| 第9表  | 家族の有業者数                   | 9  |
| 第10表 | 家計維持者                     | 10 |
| 第11表 | 妻の年齢                      | 10 |
| 第12表 | 妻の就業の有無                   | 10 |
| 第13表 | 妻の現在の就業の有無                | 11 |
| 第14表 | 妻の就業状態                    | 11 |
| 第15表 | 妻の職業                      | 12 |
| 第16表 | 夫の被災後、働き始めた妻の就業経路         | 12 |
| 第17表 | 夫の被災後、妻のはじめての仕事の継続状況      | 13 |
| 第18表 | 現在就業していない妻の就業しない理由        | 13 |
| 第19表 | 夫の被災後の退職の有無               | 13 |
| 第20表 | 夫の復職までの期間                 | 14 |
| 第21表 | 夫の復職後の仕事の内容の変化の有無         | 14 |
| 第22表 | 夫の復職後の身分の変動の有無            | 15 |
| 第23表 | 被災事業場退職後の夫の就業状況           | 15 |
| 第24表 | 被災事業場退職後現在の仕事につくまでの期間     | 16 |
| 第25表 | 被災事業場退職後雇用労働者になった夫の就業経路   | 16 |
| 第26表 | 学令前の子どもの保育状況              | 17 |
| 第27表 | 子どもの高校就学・進学への支障の有無およびその理由 | 17 |
| 第28表 | 平均世帯収入月額とその内訳             | 18 |
| 第29表 | 世帯収入月額                    | 19 |
| 第30表 | 障害補償年金月額                  | 19 |
| 第31表 | 障害等級別公的年金月額               | 20 |

|      |                      |    |
|------|----------------------|----|
| 第32表 | 世帯収入のうち公的年金が占める割合    | 20 |
| 第33表 | 世帯収入のうち夫の収入が占める割合    | 21 |
| 第34表 | 働いている夫の収入月額          | 21 |
| 第35表 | 世帯収入のうち妻の収入が占める割合    | 22 |
| 第36表 | 働いている妻の収入月額          | 23 |
| 第37表 | 夫の被災による家計への影響の有無     | 24 |
| 第38表 | 障害等級別夫に対する心づかいの必要の有無 | 25 |
| 第39表 | 障害部位別夫に対する心づかいの必要の有無 | 25 |
| 第40表 | 夫に対する心づかいの内容         | 26 |
| 第41表 | 妻の相談相手               | 26 |
| 第42表 | 夫の被災後、困っていること、つらいこと  | 27 |
| 第43表 | 労働災害についての要望事項        | 28 |

## 付 録

|                |    |
|----------------|----|
| 調 査 票          | 31 |
| 労働者災害補償保険について  | 40 |
| 1 保険給付         | 40 |
| (1) 障害補償年金     | 40 |
| (2) 障害等級       | 40 |
| (3) スライド制      | 42 |
| (4) 他の諸制度との関係  | 42 |
| 2 保険サービス（保険施設） | 43 |

## 調 査 の 概 要

### 1 調査の目的

労働災害により重度の障害を受けた労働者の妻の生活の実情把握を中心に家族の生活の現状並びに夫の被災による生活の変化の実態を明らかにして、労働者家族福祉対策の基礎資料とする。

### 2 調査の地域

全 国（但し沖縄を除く）

### 3 調査の対象

昭和44年1月1日から46年12月末日までの3年間に、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の障害補償等級第4級～第7級の決定がなされた者のうちから、一定の方法により抽出したものの妻1,173名。ただし、調査時において年金受給者が、すでに死亡している場合および年金受給者が妻と死別、離別している場合は調査対象から除外した。回収有効数は1,086名である。

### 4 調査の時期

昭和47年6月1日～7月15日

### 5 調査の方法

各婦人少年室職員および婦人少年室長の委嘱する統計調査員による訪問面接調査。

### 6 調査項目

- (1) 家族構成に関する事項
- (2) 妻の就業に関する事項
- (3) 夫の就業に関する事項
- (4) 家族の生活に関する事項
- (5) 夫の日常生活に関する事項
- (6) 妻の意識に関する事項

### 7 調査機関

労働省婦人少年局

## 調査結果の要約

### 1 夫の被災状況について

調査の対象となった夫の障害等級は「7級」が最も多く45.3%、次いで「6級」24.4%、「5級」17.8%、「4級」12.5%となっている。

障害部位は「上肢」が最も多く過半数の54.0%を占め、次いで「下肢」(17.0%)、「頭部」(11.2%)が多い。

被災時の夫の平均年齢は42才である。

被災した当時、勤務していた事業場の業種は、「製造業」が6割を占め、「建設業」2割、「運輸業」「鉱業」各1割弱となっている。また7割は規模100人未満の事業場である。

### 2 家族について

平均家族員数は、被災時3.5人、現在4.1人である。

被災時、現在とも、7割の者に生計を共にする子どもがいるが、被災時には、そのほとんどの者が義務教育修了以前の子どもを持っている。

家族のうち有業者の数は、被災時2.0人、現在2.1人で、ほとんど変りないが、その内容をみると、被災時には有業者が1人(夫1人が働いていた)だった家庭が36.0%を占めていたのが、被災後には28.5%に減少し、一方、有業者0あるいは有業者3人以上の家庭が増加している。

家計の主たる維持者は、被災時にはほとんどの家庭が「夫」であったのが、現在は8割に減少し、一方、妻が家計維持者となっている家庭が増加して1割となっている。

### 3 妻の状況について

妻の平均年齢は、被災時38才、現在42才である。

夫の被災時には5割の妻が就業していたが、被災後さらに2割のものが新たに仕事についている。

被災後、はじめて仕事についた妻の就業経路は「親せき・知人の世話」によるものが多い。また7割の者は現在も、その仕事を続けているが、1割は転職し、2割の者は仕事から離れ現在でも仕事についていない。

現在就業している妻は、全体の7割弱を占めているが、夫が就業していないもの

の妻の8割弱が働いており、夫が就業しているものでも、その妻の6割が働いている。

就業状態別にみると「雇用労働者」が最も多く59.4%、次いで「自分の家の農業」16.2%、「内職」15.0%、「農業以外の自営業」6.5%となっている。

雇用されている妻の半数は「技能工・生産工程作業」に従事し、次いで「サービス職業」「販売」となっている。また、雇用されている妻の7割は常用であるが、3割は臨時・日雇である。

なお、被災後はじめて就業した妻のうち73.1%は雇用労働者となっている。そのうち常用は5割弱にすぎず、臨時・日雇は5割強となっている。

現在就業していない妻の8割は「仕事につきたいがつけない」と答えており、その理由として「乳幼児の保育に手がかかる」「本人(妻)が病弱あるいは過労になる」ことが多くあげられている。

#### 4 夫の就業状況について

被災したことが原因で事業場を退職した夫は33.5%を占め、被災とは関係なく退職したものも含めると4割が被災事業場を退職している。

6割は被災事業場にひきつづき雇用されているが、被災後復職するまでの期間は平均1年である。復職した者の過半数は、仕事の内容が被災前と異なっており、また、4分の3の者が身分に変更があったと答えている。

被災事業場を退職した夫のうち、4割弱は雇用労働者、1割強は自営業者として働いているが、残りの5割(全体の2割)は就業しておらず、家業手伝いや内職等に従事する者がわずかにみられる程度である。退職後、雇用労働者になったり、自営業をはじめるまでの期間は、平均2年である。退職後、雇用労働者になった者の就業経路は、「親せき・知人の世話」によるものが過半数を占め、次いで「公共職業安定所」「被災した事業場の世話」「広告・ビラ」となっている。

#### 5 子どもの保育および教育

現在、働いている妻のうち、2割弱は学令前の子どもをもっているが、妻が働いている間「保育施設にあずけている」「本人が仕事をしながらみている」「家族の者がみている」というものが多い。

夫の被災によって、子どもの高校への就学または進学に支障があったと答えている者は該当する子どものいる者のうち3分の1を占めている。その内容をみると「高校進学をやめて就職した」「子どもがアルバイトをして就学または進学した」と

いう者が多い。

## 6 家計の状況

1カ月の平均世帯収入額は94,136円で、その内訳は、公的年金25,490円（うち労災の障害補償年金20,136円〔厚生年金等と調整後の額〕）、夫の収入42,147円、妻の収入16,637円、その他の収入9,862円となっている。

世帯総収入のうち公的年金の占める割合は約3割であるが、障害等級が重度のものほど、その割合は高くなっている。一方、夫の働いて得た収入は、世帯総収入の44.8%を占めているが、障害等級が重度のものほどその割合が低くなっている。また、妻の働いて得た収入は、世帯総収入の17.7%を占めている。

現在、働いて収入を得ている夫は全体の8割強を占めているが、その平均月収額は51,134円である。働いて収入を得ている妻は、全体の7割弱である。その平均月収額は25,530円である。

また、夫が被災したことにより「家計への影響があった」ものは7割を占め、これを切りぬけるため「生活を切りつめた」「預金をおろして使った」「妻が働いて増収をはかった」「借金をした」と答えている。

家計に「とくに大きな影響はなかった」ものは、その理由として「被災した事業場から給与等が支給された」「被災前から妻が働いていて収入があった」と答えている。

## 7 夫に対する心づかいの状況

夫に対して、日常の生活や身のまわりのことについて、特別な心づかいを「必要」とするものは23.3%、「時により必要」とするものは43.6%で、両者をあわせて約7割を占めている。

障害等級が重度のものほど、心づかいを必要とするものが多くなっているが、その内容は「神経をいらだたせないよう気をつける」「過労にならないよう気をつける」「洗面・食事・着がえ等の際、心を配る」「入浴時に気をつける」等が、その主なものである。

## 8 妻の意識

夫の被災後、妻の主な相談相手になったのは、「家族・親せき・知人」が最も多く、次いで被災者である「夫」、「被災した事業場の人」となっている。なかには「相談する人がない」と答えたものが6.4%みられる。

全体の8割弱のものは、夫の被災後、困っていること、つらいことが「ある」と答えており、その内容として「収入が減少した、支出が増加した」「夫がいらいらして怒りっぽくなった」「妻が過労になる、または過労から病気になった」「夫が仕事をしていくうえで障害が多い」等のことを多くあげている。

さらに、全体の9割のものは、国や地方自治体、事業場、社会一般に対し、なんらかの要望を述べている。その主なものは「国の労災補償をもっと手厚くしてほしい」「事業場は災害防止のため環境を整備し、安全教育を徹底してほしい」「事業場は被災者に対してもっと面倒をみてほしい」「身障者の就労について国や事業場はもっと便宜をはかってほしい」「補装具を改良してほしいまたは支給方法を改善してほしい」等である。

# 調 査 結 果

## I 夫の被災状況

### 1 障害等級

調査の対象となったものの夫の障害等級区分は、「7級」が最も多く45.3%と半数近くを占め、次いで、「6級」24.4%、「5級」17.8%、「4級」12.5%の順となっている（第1表）。

（注 障害等級については付録40ページ参照。）

第1表 障害等級

| (%)           |      |      |      |      |
|---------------|------|------|------|------|
| 計             | 4 級  | 5 級  | 6 級  | 7 級  |
| (1,086) 100.0 | 12.5 | 17.8 | 24.4 | 45.3 |

（注）（ ）内は実数で単位人、以下同じ。

### 2 障害部位

夫の障害部位は、「上肢」が最も多く54.0%と過半数を占めており、次いで、「下肢」17.0%、「頭部」11.2%、「複合部位」8.2%、「胴体」5.9%の順となっている。

障害部位を障害等級別にみると、「上肢」は各等級とも最も多く、とくに6級では6割強を占めている。「下肢」は、4級、5級では、それぞれ39.0%、31.1%と「上肢」について多くなっているが、6級、7級では1割にすぎない。「頭部」は7級で17.5%ととくに多くなっている（第2表）。

第2表 障害部位

| (%)  |               |      |     |     |      |      |      |       |     |
|------|---------------|------|-----|-----|------|------|------|-------|-----|
| 障害等級 | 計             | 頭部   | 頸部  | 胴体  | 上肢   | 下肢   | 複合部位 | 一般的傷病 | 不明  |
| 計    | (1,086) 100.0 | 11.2 | 3.0 | 5.9 | 54.0 | 17.0 | 8.2  | 0.3   | 0.4 |
| 4 級  | (136) 100.0   | 5.1  | 1.5 | 2.2 | 41.9 | 39.0 | 10.3 | —     | —   |
| 5 級  | (193) 100.0   | 3.1  | 5.7 | 3.6 | 46.6 | 31.1 | 8.8  | 0.5   | 0.5 |
| 6 級  | (265) 100.0   | 8.7  | 2.6 | 7.9 | 64.2 | 7.2  | 9.1  | —     | 0.4 |
| 7 級  | (492) 100.0   | 17.5 | 2.6 | 6.7 | 54.7 | 10.8 | 6.9  | 0.4   | 0.4 |

### 3 被災時期

夫が被災した時期は、「43年以前」41.3%、「44年」29.9%、「45年」20.6%、「46年」8.2%の順となっている(第3表)。

第3表 被災時期

(%)

| 障害等級 | 計            | 46年  | 45年  | 44年  | 43年以前 |
|------|--------------|------|------|------|-------|
| 計    | (1,086)100.0 | 8.2  | 20.6 | 29.9 | 41.3  |
| 4級   | (136)100.0   | 6.6  | 22.8 | 33.1 | 37.5  |
| 5級   | (193)100.0   | 9.3  | 20.2 | 25.9 | 44.6  |
| 6級   | (265)100.0   | 4.2  | 19.6 | 34.3 | 41.9  |
| 7級   | (492)100.0   | 10.4 | 20.7 | 28.3 | 40.7  |

### 4 被災時の年令

夫が被災したときの年令は、平均42才で、「30才以上40才未満」、「40才以上50才未満」がそれぞれ3割を占め、次いで、「50才以上」25.4%、「20才以上30才未満」12.3%となっており、6割強の者が30才代、40才代の働きざかりに被災している(第4表)。

第4表 夫の被災時の年令

(%)

| 計            | 20才以上<br>30才未満 | 30才以上<br>40才未満 | 40才以上<br>50才未満 | 50才以上 | 平均年令 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|-------|------|
| (1,086)100.0 | 12.3           | 32.1           | 30.1           | 25.4  | 42才  |

### 5 被災事業場の業種および規模

夫が被災時に勤務していた事業場の業種は、「製造業」が57.3%と過半数を占め、次いで、「建設事業」19.1%、「運輸業」8.5%、「鉱業」7.8%の順となっている。

障害等級別にみると、4級では「鉱業」が16.2%、5級では「運輸業」が13.5%と他の等級にくらべて多く、一方、「製造業」「建設事業」の占める割合は障害の程度が軽くなるほど多くなる傾向を示している(第5表)。

夫が被災した事業場を規模別にみると、従業者数「10~29人」25.1%、「30~99人」23.6%、「100~499人」20.2%となっており、被災事業場の7

割合は従業者数100人未満である(第6表)。

第5表 被災事業場の業種

(%)

| 障害<br>等級 | 計           | 林業  | 漁業  | 鉱業   | 建設<br>事業 | 製造業  | 運輸業  | 電気・ガス又は<br>水道業 | その他<br>の事業 |
|----------|-------------|-----|-----|------|----------|------|------|----------------|------------|
| 計        | (1086)100.0 | 1.9 | 0.5 | 7.8  | 19.1     | 57.3 | 8.5  | 0.3            | 4.7        |
| 4級       | (136)100.0  | 1.5 | 1.5 | 14.7 | 16.2     | 50.7 | 8.1  | 0.7            | 6.6        |
| 5級       | (193)100.0  | 3.6 | 0.5 | 7.3  | 17.1     | 55.4 | 13.5 | 0.5            | 2.1        |
| 6級       | (265)100.0  | 0.4 | 0.8 | 7.2  | 19.6     | 59.6 | 7.2  | 0.4            | 4.9        |
| 7級       | (492)100.0  | 2.2 | —   | 6.5  | 20.3     | 58.5 | 7.3  | —              | 5.1        |

第6表 被災事業場の規模

(%)

| 計           | 9人以下 | 10～29人 | 30～99人 | 100～499人 | 500人以上 |
|-------------|------|--------|--------|----------|--------|
| (1086)100.0 | 18.8 | 25.1   | 23.6   | 20.2     | 12.3   |

## 】 家族の状況

### 1 家族員数

夫が被災した家族の現在の家族員数をみると、「4人」が最も多く34.0%と全体の3分の1を占め、次いで、「3人」(20.9%)「5人」(18.0%)、「6人以上」(15.7%)、「2人」(11.4%)となっている。

被災時と現在の家族員数をくらべると、現在では、「5人」、「6人以上」の割合が減り、反対に、「2人」、「3人」、「4人」の割合がふえ、平均家族員数は3.5人から4.1人へと0.6人がふえている(第7表)。

第7表 家族員数

(%)

| 時期  | 計           | 1人  | 2人   | 3人   | 4人   | 5人   | 6人以上 | 平均家族員数 |
|-----|-------------|-----|------|------|------|------|------|--------|
| 被災時 | (1086)100.0 | 2.8 | 10.5 | 19.2 | 31.6 | 19.3 | 16.7 | 3.5人   |
| 現在  | (1086)100.0 | —   | 11.4 | 20.9 | 34.0 | 18.0 | 15.7 | 4.1    |

## 2 子どもの有無

生計を共にしている子どもの有無をみると、被災時では73.7%，現在では69.2%の者が子どもをもっている。

子どもの有無を学令区分別にみると、被災時では、「小学生」50.9%，「学令前」39.0%，「中学生」27.5%となっており、大部分の者が義務教育以下の子どもをもっていた（第8表）。

第8表 子どもの有無 (%)

| 時 期 | 計            | あ り  |      |      |      |      | な し  |
|-----|--------------|------|------|------|------|------|------|
|     |              | 小 計  | 学令前  | 小学生  | 中学生  | その他  |      |
| 被災時 | (1,086)100.0 | 73.7 | 39.0 | 50.9 | 27.5 | 22.8 | 26.3 |
| 現 在 | (1,086)100.0 | 69.2 | 36.3 | 43.9 | 26.4 | 24.4 | 30.8 |

(注) 学令区分については多答である。

## 3 有業者数

家族のなかで働いている者の数は、被災時、現在とも、それぞれ2.0人、2.1人でほぼ同数となっているが、被災時では「2人」41.3%，「1人」36.0%であった。現在では「2人」は41.8%をほとんど変わらないが、「1人」が28.5%にへり、反対に「0人」「3人」「4人」がふえており、夫にかわって妻やその他の家族が働いていることがうかがわれる（第9表）。

第9表 家族の有業者数

| 時 期 | 計            |     |      |      |      |           | (%)        |
|-----|--------------|-----|------|------|------|-----------|------------|
|     |              | 0 人 | 1 人  | 2 人  | 3 人  | 4 人<br>以上 | 平均有<br>業者数 |
| 被災時 | (1,086)100.0 | —   | 36.0 | 41.3 | 13.8 | 8.9       | 2.0人       |
| 現 在 | (1,086)100.0 | 2.8 | 28.5 | 41.8 | 17.2 | 9.8       | 2.1        |

## 4 家計維持者

家計の主たる維持者をみると、被災時では、夫が家計維持者である家庭が95.4%とほとんどで、妻が家計維持者になっている家庭はわずか0.7%にすぎない。現在では、夫が家計維持者である家庭は82.6%と12.8%減少し、一方、妻が家計維持者である家庭が11.2%にふえている（第10表）。

第10表 家計維持者

(%)

| 時 期 | 計            | 夫    | 妻    | 親   | 子ども | その他 | 不 明 |
|-----|--------------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 被災時 | (1,086)100.0 | 95.4 | 0.7  | 1.5 | 0.8 | 0.4 | 1.2 |
| 現 在 | (1,086)100.0 | 82.6 | 11.2 | 1.5 | 3.9 | 0.6 | 0.3 |

## Ⅰ 妻の状況

## 1 年 令

被災時および現在の妻の年令は、30才代、40才代がそれぞれ3割を占め、平均年令は、被災時では38才、現在では42才となっている(第11表)。

第11表 妻の年令

(%)

| 時 期 | 計            | 30才未満 | 30才以上<br>40才未満 | 40才以上<br>50才未満 | 50才以上 | 不 明 | 平均年令 |
|-----|--------------|-------|----------------|----------------|-------|-----|------|
| 被災時 | (1,086)100.0 | 17.5  | 32.7           | 29.6           | 15.6  | 4.7 | 38才  |
| 現 在 | (1,086)100.0 | 11.4  | 30.8           | 33.1           | 24.6  | —   | 42   |

## 2 就業状況

## (1) 就業の有無

被災時から現在までの妻の就業の有無をみると、就業したことがある妻は74.8%で、そのうち「被災時に就業していた」妻は5割、「被災後はじめて就業した」妻は2割となっている(第12表)。

現在就業している妻は全体の3分の2であるが、夫の就業の有無別にみると、夫が就業している妻で働いている者は6割強である。夫が就業していない妻では8割弱が働いている(第13表)。

第12表 妻の就業の有無

(%)

| 計            | あ り  |            |             | な し  | 不 明 |
|--------------|------|------------|-------------|------|-----|
|              | 小 計  | 被災時に就業していた | 被災後はじめて就業した |      |     |
| (1,086)100.0 | 74.8 | 52.9       | 21.9        | 20.6 | 4.6 |

第13表 妻の現在の就業の有無

(%)

| 夫の<br>就業の有無 | 妻の就業の<br>有無 | 計            | あ<br>り | な<br>し |
|-------------|-------------|--------------|--------|--------|
| 計           |             | (1,086)100.0 | 66.9   | 33.1   |
| あ<br>り      |             | ( 810)100.0  | 62.8   | 37.2   |
| な<br>し      |             | ( 276)100.0  | 78.6   | 21.4   |

## (2) 妻の就業状態

妻の就業状態をみると、夫の被災時に働いていた妻は、「雇用労働者」が55.6%と過半数を占め、次いで、「自分の家の農業」23.3%、「内職」13.8%となっている。

被災後働き始めた妻は、「雇用労働者」が73.1%と多いが、雇用形態は「臨時・日雇」の不安定なものが38.7%と被災時に働いていた妻の2倍以上になっている。

現在働いている妻は、「雇用労働者」59.4%、「自分の家の農業」16.2%、「内職」15.0%、「農業以外の自営業」6.5%の順となっている(第14表)。

雇用されている妻の職業をみると、「技能工・生産工程作業」が半数を占め、次いで、「サービス職業」「販売」「事務」の順となっている(第15表)。

第14表 妻の就業状態

(%)

|               | 計              | 雇用労働者         |              |              | 自分の<br>家の<br>農 業 | 農業以<br>外の<br>自営業 | 内 職  | その他 |
|---------------|----------------|---------------|--------------|--------------|------------------|------------------|------|-----|
|               |                | 小 計           | 常 用          | 臨時・日雇        |                  |                  |      |     |
| 被災時働いて<br>いた妻 | 100.0<br>(574) | 55.6<br>100.0 | 39.0<br>70.1 | 16.6<br>29.9 | 23.3             | 5.2              | 13.8 | 2.1 |
| 被災後働き始<br>めた妻 | 100.0<br>(238) | 73.1<br>100.0 | 34.5<br>47.1 | 38.7<br>52.9 | 0.4              | 4.6              | 18.5 | 3.4 |
| 現在働いてい<br>る妻  | 100.0<br>(726) | 59.4<br>100.0 | 40.6<br>68.4 | 18.7<br>31.5 | 16.2             | 6.5              | 15.0 | 2.9 |

第15表 妻の職業

(%)

|               | 計          | 専門的<br>技術的<br>職業 | 事務  | 販売  | 技能工<br>生産工<br>程作業 | サービス<br>職業 | その他  |
|---------------|------------|------------------|-----|-----|-------------------|------------|------|
| 被災時雇用労働者であった妻 | (319)100.0 | 4.1              | 9.1 | 8.8 | 53.9              | 13.2       | 11.0 |
| 被災後雇用労働者になった妻 | (174)100.0 | 2.9              | 6.3 | 9.2 | 50.0              | 15.5       | 16.1 |
| 現在雇用労働者である妻   | (431)100.0 | 4.2              | 7.2 | 9.5 | 52.7              | 15.8       | 10.7 |

## (3) 就業経路

夫の被災後はじめて仕事についた妻の就業経路は、「親せき・知人の世話」が最も多く55.9%と過半数を占め、次いで、「広告、ピラ」16.1%、「夫が被災した事業場の世話」8.0%、「公共職業安定所」4.2%となっている(第16表)。

第16表 夫の被災後働き始めた妻の就業経路

(%)

| 計          | 公共<br>職業<br>安定所 | 夫が被災した事業場の世話 |                             |     | 親せき・<br>知人の<br>世話 | 広告<br>ピラ | 自分で<br>はじめた | その他 |
|------------|-----------------|--------------|-----------------------------|-----|-------------------|----------|-------------|-----|
|            |                 | 小計           | 夫が被災<br>した事業<br>場に雇用<br>された | その他 |                   |          |             |     |
| (238)100.0 | 4.2             | 6.7          | 5.5                         | 1.3 | 55.9              | 13.9     | 11.8        | 7.6 |

## (4) 継続状況

夫の被災後はじめて仕事についた妻の仕事の継続状況をみると、現在も「続けている」者が7割、「転職した」者が1割、離職して「現在は就業していない」者が2割弱となっている(第17表)。

現在就業していない妻の就業しない理由をみると、「仕事につく気持はない」者は2割であるが、あとの8割は「仕事につきたいがつけない」と訴えている。その理由としては、「乳幼児の保育に手がかかるから」、「本人(妻)が病弱あるいは過労になるから」が多く、それぞれ3割を占め、次いで、「夫の世話が十分できないから」、「適当な仕事がないから」がそれぞれ1割となっている(第18表)。

第17表 夫の被災後、妻のはじめての仕事の継続状況

(%)

| 計          | 続けて<br>い る | か      わ      っ      た |                         |                                     |                                         |                         |     | 現在<br>は<br>就業して<br>いない |
|------------|------------|------------------------|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|-----|------------------------|
|            |            | 小   計                  | 収入が<br>よ<br>い<br>か<br>ら | 仕   事<br>が<br>楽<br>だ<br>ら<br>か<br>ら | 時間的に<br>余<br>裕<br>が<br>あ<br>る<br>か<br>ら | 家から<br>近<br>い<br>か<br>ら | その他 |                        |
| (238)100.0 | 71.8       | 10.5                   | 3.8                     | 1.3                                 | 1.3                                     | 0.8                     | 5.9 | 17.6                   |

(注) かわった理由については多答である。

第18表 現在就業していない妻の就業しない理由

(%)

| 障害等級 | 計          | 仕事に<br>つ<br>く<br>気持<br>は<br>な<br>い | 仕 事 に つ き た い が つ け な い |                                |                                |                                     |                        | その他  |
|------|------------|------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------|------|
|      |            |                                    | 小 計                     | 夫の世<br>話が十<br>分にで<br>きない<br>から | 乳幼児<br>の保育<br>に手が<br>かかる<br>から | 本人(妻)<br>が病弱<br>あるいは過<br>労になる<br>から | 適当な<br>仕事<br>がない<br>から |      |
| 計    | (360)100.0 | 19.4                               | 80.6                    | 11.9                           | 30.3                           | 29.2                                | 12.8                   | 15.0 |

(注) 仕事につきたいがつけられない理由については多答である。

## Ⅳ 夫の就業

## 1 被災事業場退職の有無

夫が被災したことにより被災時に勤務していた事業場を退職したかどうかをみると、6割は「退職しない」でひきつづき雇用されているが、4割は退職している。被災したことが原因となって退職した者は全体の3分の1を占めている(第19表)。

第19表 夫の被災後の退職の有無

(%)

| 障害等級 | 計            | 退職しない | 退 職 し た |       |              | 不 明 |
|------|--------------|-------|---------|-------|--------------|-----|
|      |              |       | 小 計     | 被災のため | 被災とは<br>関係なく |     |
| 計    | (1,086)100.0 | 60.3  | 39.6    | 33.5  | 6.1          | 0.1 |
| 4 級  | ( 136)100.0  | 61.8  | 38.2    | 34.6  | 3.7          | —   |
| 5 級  | ( 193)100.0  | 62.2  | 37.8    | 32.6  | 5.2          | —   |
| 6 級  | ( 265)100.0  | 60.0  | 40.0    | 34.3  | 5.7          | —   |
| 7 級  | ( 492)100.0  | 59.3  | 40.7    | 33.1  | 7.3          | 0.2 |

## 2 被災事業場在職者の状況

### (1) 復職するまでの期間

被災事業場にひきつづき雇用されている者が被災してから復職するまでの期間をみると、「1年以上」を要した者が最も多く40.6%を占め、次いで、「6カ月以上1年未満」23.8%、「3カ月以上6カ月未満」22.4%、「3カ月未満」9.1%の順となっており、平均1年で復職している。

第20表 夫の復職までの期間

(%)

| 計          | 3カ月未満 | 3カ月以上<br>6カ月未満 | 6カ月以上<br>1年未満 | 1年以上 | 現在<br>休業中 | 不明  | 平均    |
|------------|-------|----------------|---------------|------|-----------|-----|-------|
| (655)100.0 | 9.1   | 22.4           | 23.8          | 40.6 | 2.7       | 1.2 | 1年0カ月 |

### (2) 仕事および身分の変更状況

復職後の仕事の内容についてみると、プレス、メッキ、採炭、製材、とび職、運転手等現場の仕事から資材管理、検査、一般事務、守衛、雑役等へと被災前と仕事の内容が変わった者は55.1%と過半数を越えている。

障害等級別にみると、被災前と仕事が変わった者は、4級74.7%、5級69.9%、6級57.1%、7級42.8%と障害等級が重度になるに従い多くなっている(第21表)。

第21表 夫の復職後の仕事の内容の変化の有無

(%)

|     | 計          | あ り  | な し  | 不 明 |
|-----|------------|------|------|-----|
| 計   | (637)100.0 | 55.1 | 40.3 | 4.6 |
| 4 級 | ( 83)100.0 | 74.7 | 21.7 | 3.6 |
| 5 級 | (113)100.0 | 69.9 | 23.9 | 6.2 |
| 6 級 | (156)100.0 | 57.1 | 37.8 | 5.1 |
| 7 級 | (285)100.0 | 42.8 | 53.3 | 3.9 |

復職後の身分の変動の有無についてみると、「身分の変動があった」者が全体の4分の3を占め、工場次長、班長、主任等から役付なしへ、また、常用から臨時へと変わった者が多くなっている。「身分の変動がない者」は1割強にすぎない(第22表)。

第22表 夫の復職後の身分の変動の有無

(%)

| 障害等級 | 計          | あ    | り | な    | し | 不    | 明 |
|------|------------|------|---|------|---|------|---|
| 計    | (635)100.0 | 76.5 |   | 13.2 |   | 10.4 |   |
| 4 級  | ( 83)100.0 | 72.3 |   | 14.5 |   | 13.3 |   |
| 5 級  | (113)100.0 | 74.3 |   | 13.3 |   | 12.4 |   |
| 6 級  | (156)100.0 | 75.6 |   | 14.1 |   | 10.3 |   |
| 7 級  | (285)100.0 | 78.9 |   | 12.3 |   | 8.8  |   |

## 3 被災事業場退職者の状況

## (1) 就業状況

被災したことにより事業場を退職した夫は全体の4割を占めているが、退職後の就業状況についてみると、「何らかの仕事をしている」者は退職者の64.7%、「働いていない」者は35.3%となっている。

何らかの仕事をしている者では、「雇用労働者」が38.6%と最も多く、次いで、「自営業」12.3%、「家業手伝い」7.2%、「内職」2.8%の順となっている。

障害等級別では、「雇用労働者」になった者は障害の程度が軽くなるほどふえており、4級では被災事業場退職者の4分の1にすぎないが、6級、7級では4割を占めている。反対に、「家業手伝い」「内職」「無業」は障害の程度が重くなるほど割合は多くなっている(第23表)。

第23表 被災事業場退職後の夫の就業状況

(%)

| 障害等級 | 計          | 雇    | 用 | 自    | 営 | 家    | 業 | 内   | 職 | そ   | の | 他    | 無 | 業 |
|------|------------|------|---|------|---|------|---|-----|---|-----|---|------|---|---|
| 計    | (430)100.0 | 38.6 |   | 12.3 |   | 7.2  |   | 2.8 |   | 3.7 |   | 35.3 |   |   |
| 4 級  | ( 52)100.0 | 25.0 |   | 11.5 |   | 11.5 |   | 7.7 |   | 1.9 |   | 42.3 |   |   |
| 5 級  | ( 73)100.0 | 35.6 |   | 9.6  |   | 9.6  |   | 2.7 |   | 4.1 |   | 38.4 |   |   |
| 6 級  | (106)100.0 | 41.5 |   | 8.5  |   | 8.5  |   | 1.9 |   | 3.8 |   | 35.8 |   |   |
| 7 級  | (199)100.0 | 41.7 |   | 15.6 |   | 4.5  |   | 2.0 |   | 4.0 |   | 32.2 |   |   |

## (2) 就業するまでの期間

被災事業場を退職後、雇用労働者になったり、自営業をはじめるまでの期間は、「1年未満」25.1%、「1年以上2年未満」27.9%、「2年以上3年未満」17.4%、「3年以上」27.4%で、平均2年となっており、被災事業場を退職しない者が平均1年で復職しているのにくらべて、就業するまでの期間は長くなっている。

雇用労働者になった者と自営業をはじめた者とをくらべると、自営業をはじめた者の方が現在の仕事につくまでの期間は短く、「1年以上2年未満」が4割を占めている（第24表）。

第24表 被災事業場退職後現在の仕事につくまでの期間

(%)

| 就業状態          | 計          | 6か月未満 | 6か月以上<br>1年未満 | 1年以上<br>2年未満 | 2年以上<br>3年未満 | 3年以上 | 不 明 | 平 均   |
|---------------|------------|-------|---------------|--------------|--------------|------|-----|-------|
| 計             | (219)100.0 | 12.3  | 12.8          | 27.9         | 17.4         | 27.4 | 2.3 | 2年0か月 |
| 雇<br>用<br>労働者 | (166)100.0 | 13.9  | 12.0          | 24.1         | 18.1         | 30.7 | 1.2 | 2・1   |
| 自営業           | ( 53)100.0 | 7.5   | 15.1          | 39.6         | 15.1         | 17.0 | 5.7 | 1・8   |

### (3) 就業経路

被災事業場を退職後、雇用労働者になった夫の就業経路についてみると、「親せき、知人の世話」が57.0%と過半数を占め、次いで、「公共職業安定所」15.1%、「被災した事業場の世話」「広告、ビラ」がそれぞれ9%となっている（第25表）。

第25表 被災事業場退職後雇用労働者になつた夫の就業経路

(%)

| 計          | 被災した<br>事業場 | 公共職業<br>安定所 | 親せき・<br>知 人 | 広告・ビラ | 自 分 で<br>はじめた | その他 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------|---------------|-----|
| (166)100.0 | 9.0         | 15.1        | 57.2        | 9.0   | 1.8           | 7.8 |

## V 子どもの保育および教育

### 1 保育状況

現在、就業している妻（全体の66.9%）のうち、学令前の子どもがいるものは17.1%であるが、働いている間の子どもの保育は「保育施設にあずけている」（40.3%）、「本人が仕事をしながらみている」（40.3%）、「家族のものがみている」（25.8%）というものが多くなっている（第26表）。

第26表 学令前の子どもの保育状況

(%)

| 計          | 保育施設<br>にあづけ<br>ている | 家族の者<br>がみている | 家族以外<br>の者にみ<br>てもらっ<br>ている | 本人(妻)<br>が仕事を<br>しながら<br>みている | 誰もみる<br>人がいない | その他 |
|------------|---------------------|---------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------|-----|
| (124)100.0 | 40.3                | 25.8          | 5.6                         | 40.3                          | 3.2           | 2.4 |

(注) 1. 現在働いている妻で学令前の子どものあるもののみを対象としている。

2. 子どもの保育状況は多答である。

## 2 就学・進学への支障状況

夫の被災によって、子どもの高校への就学または進学に支障があったかどうかをみると(該当する子どもが2人以上いる場合は、その年長の子どもについて調査)、該当する子どもがいる者(全体の36.1%)の3分の1が「支障があった」と答えている。

「支障があった」と答えているものの内容をみると、「高校進学をやめて就職した」というものが最も多く3割弱を占め、次いで「子どもがアルバイトをして就業又は進学した」「公的機関の奨学金を受けた」が多くなっている。

一方、夫の被災により、子どもの高校就学や進学に「とくに支障がなかった」と答えているものは3分の2を占めている(第27表)。

第27表 子どもの高校就学・進学への支障の有無およびその理由

(%)

| 合 計                        |                      | (392)100.0 |            |
|----------------------------|----------------------|------------|------------|
| 支<br>障<br>が<br>あ<br>っ<br>た | 計                    | 33.4       | (131)100.0 |
|                            | 高校進学をやめて就職した         | 9.0        | 28.2       |
|                            | 高校を中途退学して就職した        | 1.5        | 4.6        |
|                            | 全日制をやめて定時制にした        | 2.8        | 8.4        |
|                            | 子どもがアルバイトをして就学又は進学した | 6.9        | 20.6       |
|                            | 公的機関の奨学金を受けた         | 5.4        | 16.0       |
|                            | 夫の被災した事業場の奨学金を受けた    | 1.0        | 1.5        |
|                            | そ の 他                | 9.7        | 29.0       |
| 支<br>障<br>が<br>な<br>い      | 計                    | 66.6       | (261)100.0 |
|                            | 自費でまかなえる             | 52.3       | 78.5       |
|                            | 被災前から高校進学の手定はなかった    | 7.4        | 11.1       |
|                            | そ の 他                | 6.9        | 10.3       |

(注) 1. 高校就学又は進学の子どものいたもののみを対象とした。

2. 支障ありの内容および支障なしの理由はそれぞれ多答である。

## Ⅶ 家計等の状況

### 1 世帯の収入

労災保険の障害補償年金（付録40ページ参照）を含む公的年金、夫、妻およびその他の家族の働いて得た収入、親せき等からの仕送り、生活保護等の手当等、調査対象となった世帯の、すべての収入をあわせた合計の1カ月平均世帯収入総額は94,136円である。

1カ月平均世帯収入総額94,136円の内訳をみると、公的年金25,490円（うち労災保険の障害補償年金20,136円）、夫が働いて得た収入42,147円、妻が働いて得た収入16,637円、その他の収入9,862円となっている。

世帯収入総額のうち、それぞれの収入の占める割合は公的年金27.1%（うち労災保険の障害補償年金21.4%）、夫の収入44.8%、妻の収入17.7%、その他の収入10.5%となっていて、公的年金が世帯収入総額の3割弱を占めている。

障害等級別にみると、4級では公的年金の占める割合が最も高く36.8%を占め、以下5級31.5%、6級26.5%、7級22.7%となっていて障害等級が重度になるに従い、公的年金の占める割合が高くなっている。これに対し、夫の働いて得た収入は、4級が38.7%と最も低く、5級41.6%、6級44.1%、7級48.3%となっていて、障害等級が重度になるに従い、夫の収入の占める割合が低い（第28表）。

第28表 平均世帯収入月額とその内訳

| 障害等級       |     | 世帯総収入         | 公的年金 <sup>*1</sup>        |        | 夫の収入 <sup>*3</sup> | 妻の収入 <sup>*3</sup> | その他の <sup>*3</sup><br>収 入 |
|------------|-----|---------------|---------------------------|--------|--------------------|--------------------|---------------------------|
|            |     |               | 障害補償 <sup>*2</sup><br>年 金 |        |                    |                    |                           |
| 金 額<br>(円) | 計   | (1086) 94,136 | 25,490                    | 20,136 | 42,147             | 16,637             | 9,862                     |
|            | 4 級 | ( 136)100,091 | 36,864                    | 26,982 | 38,748             | 16,544             | 7,935                     |
|            | 5 級 | ( 193)100,921 | 31,522                    | 23,651 | 41,961             | 15,590             | 11,848                    |
|            | 6 級 | ( 265) 90,845 | 24,058                    | 19,748 | 40,096             | 17,672             | 9,019                     |
|            | 7 級 | ( 492) 91,638 | 20,803                    | 17,094 | 44,265             | 16,503             | 10,067                    |
| 構成比<br>(%) | 計   | (1,086) 100.0 | 27.1                      | 21.4   | 44.8               | 17.7               | 10.5                      |
|            | 4 級 | ( 136) 100.0  | 36.8                      | 27.0   | 38.7               | 16.5               | 7.9                       |
|            | 5 級 | ( 193) 100.0  | 31.5                      | 23.4   | 41.6               | 15.5               | 11.7                      |
|            | 6 級 | ( 265) 100.0  | 26.5                      | 21.7   | 44.1               | 19.5               | 10.0                      |
|            | 7 級 | ( 492) 100.0  | 22.7                      | 18.7   | 48.3               | 18.0               | 11.0                      |

(注) \*1 労災保険による障害補償年金以外の公的年金が0のものを含む平均月額である。

\*2 厚生年金等と調整後の平均月額である（付録42頁参照）。

\*3 それぞれの収入が0のものを含む平均月額である。

なお、世帯収入を階級別にみると、月収8万円以上の家庭は6割に過ぎない（第29表）。

第29表 世帯収入月額

| (%)           |       |                |                |                 |        |     |         |
|---------------|-------|----------------|----------------|-----------------|--------|-----|---------|
| 計             | 4万円未満 | 4万円以上<br>6万円未満 | 6万円以上<br>8万円未満 | 8万円以上<br>10万円未満 | 10万円以上 | 不明  | 平均月額    |
| (1,086) 100.0 | 6.5   | 10.9           | 20.7           | 21.2            | 39.4   | 1.3 | 94,136円 |

## 2 障害補償年金

### (1) 障害補償年金

労災保険による障害補償年金の1カ月当り平均額は20,136円である。障害等級別にみると、4級26,982円、5級23,651円、6級19,748円、7級17,094円となっている（第30表）。

第30表 障害補償年金月額

| (%)  |               |       |                |                |                |       |     |         |
|------|---------------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|-----|---------|
| 障害等級 | 計             | 2万円未満 | 2万円以上<br>3万円未満 | 3万円以上<br>4万円未満 | 4万円以上<br>5万円未満 | 5万円以上 | 不明  | 平均月額    |
| 計    | (1,086) 100.0 | 67.2  | 29.2           | 9.0            | 2.4            | 1.7   | 0.5 | 20,136円 |
| 4級   | (136) 100.0   | 30.1  | 37.5           | 19.1           | 5.9            | 5.9   | 1.5 | 26,982  |
| 5級   | (193) 100.0   | 39.9  | 37.8           | 15.5           | 4.7            | 2.1   | —   | 23,651  |
| 6級   | (265) 100.0   | 79.2  | 28.7           | 8.3            | 1.9            | 1.1   | 0.8 | 19,748  |
| 7級   | (492) 100.0   | 80.3  | 23.8           | 4.1            | 0.8            | 0.8   | 0.2 | 17,094  |

(注) 第28表注2と同じ。

### (2) 公的年金

労災保険による障害補償年金受給者であって、厚生年金、あるいは国民年金の加入者にあつては、同じ事由でそれぞれ年金が支給されている。障害補償年金に、これら厚生年金等を加えた公的年金の1カ月当り平均額（厚生年金等を受給していない者を含む。）は、25,490円である。

障害等級別にみると、4級26,982円、5級23,651円、6級19,748円、7級17,094円となっている（第31表）。

第31表 公的年金月額

(%)

| 障害等級 | 計            | 2万円未満 | 2万円以上<br>3万円未満 | 3万円以上<br>4万円未満 | 4万円以上<br>5万円未満 | 5万円以上 | 不明  |
|------|--------------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|-----|
| 計    | (1,086)100.0 | 37.8  | 34.3           | 16.1           | 7.2            | 4.1   | 0.5 |
| 4級   | (136)100.0   | 7.3   | 28.7           | 27.2           | 22.1           | 13.2  | 1.5 |
| 5級   | (193)100.0   | 15.5  | 37.3           | 25.4           | 13.0           | 8.3   | 0.5 |
| 6級   | (265)100.0   | 38.8  | 38.9           | 15.1           | 4.9            | 1.5   | 0.8 |
| 7級   | (492)100.0   | 54.3  | 32.3           | 10.0           | 2.0            | 1.4   | —   |

(注) 労災保険による障害補償年金を含む公的年金額である。

## (3) 家計のなかに占める割合

世帯総収入のうち公的年金が占める割合は、前述したように3割弱とかなりの部分を占めているが、これを世帯収入階級別にみると、世帯収入の少ない家庭ほど公的年金が占める割合が高くなっている。とくに世帯収入4万円未満の家庭では、収入の6割以上を公的年金に頼っているものが全体の2分の1を占め、公的年金が10割を占めるもの、すなわち世帯収入の全部を公的年金に依存している家庭が4分の1を占めている(第32表)。

第32表 世帯収入のうち公的年金が占める割合

(%)

| 世帯収入額階級    | 計            | 2割未満 | 2割以上<br>4割未満 | 4割以上<br>6割未満 | 6割以上<br>8割未満 | 8割以上<br>10割未満 | 10割  |
|------------|--------------|------|--------------|--------------|--------------|---------------|------|
| 計          | (1,073)100.0 | 25.3 | 55.7         | 12.8         | 3.4          | 0.7           | 2.0  |
| 4万円未満      | (71)100.0    | 1.4  | 35.2         | 28.2         | 16.9         | 7.0           | 25.4 |
| 4万円以上6万円未満 | (117)100.0   | 8.5  | 50.4         | 28.2         | 8.5          | 1.7           | 2.6  |
| 6 " 8 "    | (225)100.0   | 15.6 | 68.9         | 11.6         | 3.6          | 0.4           | —    |
| 8 " 10 "   | (230)100.0   | 23.0 | 63.9         | 10.9         | 2.2          | —             | —    |
| 10万円以上     | (430)100.0   | 40.2 | 51.6         | 7.7          | 0.5          | —             | —    |

(注) 第31表注と同じ。

## 3 夫の収入

## (1) 家計のなかに占める割合

夫の働いて得た収入が家計のなかに占める割合は第34表のとおりであるが、夫の

収入が家計の5割に満たない家庭は、全体の過半数を占め、なかでも夫の収入が全くない家庭は2割弱を占めている。

世帯収入階級別にみると、世帯収入の少ない家庭ほど夫に収入がないもの、あるいは収入があっても家計のなかに占める割合が低いものが多くなっている。とくに世帯収入4万円未満の家庭では75.4%が、4万円以上6万円未満の家庭では46.1%が夫の働いて得た収入が0となっている。なお、世帯収入が10万円以上の家庭でも、夫の収入が家計の5割以上を占めるものは半分に満たない(第33表)。

第33表 世帯収入のうち夫の収入が占める割合

(%)

| 世帯収入額階級        | 計            | 0(収入がない者) | 2割未満 | 2割以上5割未満 | 5割以上 |
|----------------|--------------|-----------|------|----------|------|
| 計              | (1,051)100.0 | 17.2      | 3.5  | 33.6     | 45.7 |
| 4万円未満          | ( 65)100.0   | 75.4      | 4.6  | 13.8     | 6.1  |
| 4万円以上6万円未満     | ( 115)100.0  | 46.1      | 7.0  | 22.6     | 24.3 |
| 6   #   8   #  | ( 216)100.0  | 14.8      | 1.9  | 30.1     | 53.2 |
| 8   #   10   # | ( 230)100.0  | 8.7       | 1.7  | 27.0     | 62.6 |
| 10万円以上         | ( 425)100.0  | 6.4       | 4.2  | 44.9     | 44.5 |

#### (2) 就業している夫の収入

現在就業していない者も含めた夫の平均収入月額、前述したとおり42,147円であるが、このうち仕事について収入を得ている夫903人(全体の83.1%)についてみると、その平均収入月額は51,134円となっている。また、収入のある夫のうち44.3%は収入月額が5万円未満である(第34表)。

第34表 働いている夫の収入額

(%)

| 計          | 3万円未満 | 3万円以上4万円未満 | 4万円以上5万円未満 | 5万円以上6万円未満 | 6万円以上 | 不明  | 平均月額    |
|------------|-------|------------|------------|------------|-------|-----|---------|
| (903)100.0 | 11.7  | 13.0       | 19.6       | 19.0       | 33.8  | 2.9 | 51,134円 |

## 4 妻の収入

### (1) 家計のなかに占める割合

妻の働いて得た収入が、世帯収入のなかでどのくらいの割合を占めているかについ

てみると、第36表のとおりである。

全体の65.2%は、世帯収入のうちいくらかを妻の収入に依存しており、とくに世帯収入6万円未満の家庭では、妻の収入が世帯収入のなかに占める割合が高くなっている。また、世帯収入が比較的高い10万円以上の家庭では、妻の収入の占める割合は必ずしも高くはないが、74.2%の家庭で妻が家計に貢献している（第35表）。

第35表 世帯収入のうち妻の収入が占める割合

(%)

| 世帯収入額階級           | 計            | 0（収入がない者） | 2割未満 | 2割以上<br>5割未満 | 5割以上 |
|-------------------|--------------|-----------|------|--------------|------|
| 計                 | (1,057)100.0 | 34.8      | 22.1 | 34.4         | 8.6  |
| 4万円未満             | (68)100.0    | 52.9      | 10.2 | 14.7         | 22.1 |
| 4万円以上6万円未満        | (113)100.0   | 34.5      | 10.6 | 25.7         | 29.2 |
| 6    #    8    #  | (222)100.0   | 36.9      | 19.4 | 35.1         | 8.6  |
| 8    #    10    # | (228)100.0   | 44.3      | 17.5 | 32.9         | 5.3  |
| 10万円以上            | (426)100.0   | 25.8      | 31.0 | 40.4         | 2.8  |

## (2) 就業している妻の収入

現在就業していない者も含めた妻の平均収入月額は、前述したように16,637円である。このうち働いて収入を得ている妻726人（全体の66.9%）についてみると、その平均収入月額は25,350円となっている。

就業状態別にみると、農業以外の自営業を営んでいる者の平均月収額が50,000円と最も高く、次いで雇用労働者26,812円、自分の家の農業22,017円、内職に従事する者は最も低く14,377円となっている。

収入階級別にみると、雇用労働者では月収2万円以上4万円未満の層に6割強が集中しているが、農業以外の自営業では2万円以上3万円未満の層が3割、また、5万円以上の層が4分の1となっている。自分の家の農業に従事しているものは4割が月収2万円未満であり、内職者の場合は7割弱が月収2万円未満で、低い層への片寄りが目立っている（第36表）。

第36表 働いている妻の収入月額

(%)

| 妻の就業<br>状 態    | 計          | 1万円<br>未 満 | 1万円以上<br>2万円未満 | 2万円以上<br>3万円未満 | 3万円以上<br>4万円未満 | 4万円以上<br>5万円未満 | 5万円<br>以 上 | 不 明  | 平均月額    |
|----------------|------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|------|---------|
| 計              | (726)100.0 | 11.4       | 20.7           | 28.8           | 19.1           | 8.4            | 7.6        | 4.0  | 25,350円 |
| 雇用労働者          | (431)100.0 | 3.5        | 17.9           | 36.7           | 24.4           | 9.7            | 6.7        | 1.2  | 26,812  |
| 自分の家の<br>農 業   | (118)100.0 | 16.9       | 24.6           | 12.7           | 14.4           | 9.3            | 10.2       | 11.9 | 22,017  |
| 農業以外の<br>自 営 業 | ( 47)100.0 | 4.3        | 12.8           | 29.8           | 14.9           | 4.3            | 25.5       | 8.5  | 50,000  |
| 内 職            | (109)100.0 | 36.7       | 29.4           | 15.6           | 8.3            | 4.6            | 0.9        | 4.6  | 14,377  |
| そ の 他          | ( 21)100.0 | 28.6       | 28.6           | 23.8           | 4.8            | 4.8            | 4.8        | 4.8  | 15,610  |

(注) 働いて収入を得ている妻のみを対象としている。

## 5 家計への影響

夫が被災したことにより、「家計への影響があった」と答えているものは全体の70.3%を占めている。これに対し「とくに大きな影響はなかった」と答えているものは27.8%となっている。

「家計への影響があった」と答えたものについて、さらにどのようにして切りぬけてきたかを問うと、「生活を切りつめた」が最も多く(影響があったもののうち7割)、次いで「預金をおろして使った」(5割)、「妻が働いて増収をはかった」(4割)、「借金をした」(4割)、「親、親せきの援助を受けた」(3割)の順となっている。

また、「とくに大きな影響はなかった」と答えたものに、その理由を問うと、「被災した事業場から給与等が支給された」(6割)が最も多く、次いで「被災前から妻が働いていて収入があった」(3割)となっている(第37表)。

第37表 夫の被災による家計への影響の有無

| 合 計                                                           |                     | (1986)100.0 |            |
|---------------------------------------------------------------|---------------------|-------------|------------|
| 影<br>響<br>が<br>あ<br>っ<br>た                                    | 計                   | 70.3        | (764)100.0 |
|                                                               | 生活を切りつめた            |             | 72.1       |
|                                                               | 借金をした               |             | 37.7       |
|                                                               | 田・畑・土地・株などを処分した     |             | 6.7        |
|                                                               | 預金をおろして使った          |             | 49.8       |
|                                                               | 本人(妻)が働いて増収をはかった    |             | 38.7       |
|                                                               | 本人以外の家族が働いて増収をはかった  |             | 14.5       |
|                                                               | 親、親せきの援助を受けた        |             | 31.0       |
|                                                               | そ の 他               |             | 10.7       |
| と<br>く<br>に<br>大<br>き<br>な<br>影<br>響<br>は<br>な<br>か<br>つ<br>た | 計                   | 27.8        | (302)100.0 |
|                                                               | 被災した事業場から給与等が支給された  |             | 62.6       |
|                                                               | 被災前から本人が働いていて収入があった |             | 31.8       |
|                                                               | 被災前から家族が働いていて収入があった |             | 18.2       |
|                                                               | そ の 他               |             | 22.8       |
| 不 明                                                           |                     | 1.8         |            |

## Ⅶ 夫に対する心づかいの状況

### 1 心づかい等の要否

健康人と異なって障害をもつ夫に対して、「日常の生活や身のまわりのことについて、特別な心づかいや世話を必要としますか」との質問に対して、23.3%のものが「必要あり」、43.6%のものが「時により必要」と答えており、両者をあわせて7割のものが心づかいを必要としている。

障害等級別にみると、障害等級が重度のものほど心づかい等を必要とするものの割合が高くなっている(第38表)。

また、障害部位別にみると、「必要あり」と答えているものは「頭部」(30.3%)「頭部」(27.9%)、「胴体」(26.6%)に多く、「時に必要」と答えたものもあわせると、「複合部位」(75.3%)、「頭部」(73.8%)、「頸部」(67.2%)に多くなっている(第39表)。

第38表 障害等級別夫に対する心づかいの必要の有無

(%)

| 障害等級 | 計            | 必要あり | 時に必要 | 必要ない |
|------|--------------|------|------|------|
| 計    | (1,086)100.0 | 23.3 | 43.6 | 33.1 |
| 4 級  | ( 136)100.0  | 35.3 | 35.3 | 29.4 |
| 5 級  | ( 193)100.0  | 25.9 | 45.1 | 29.0 |
| 6 級  | ( 265)100.0  | 19.2 | 47.2 | 33.6 |
| 7 級  | ( 492)100.0  | 21.1 | 43.4 | 35.4 |

第39表 障害部位別夫に対する心づかいの必要の有無

(%)

| 障害部位 | 計            | 必要あり | 時に必要 | 必要ない |
|------|--------------|------|------|------|
| 計    | (1,086)100.0 | 23.3 | 43.6 | 33.1 |
| 頭 部  | ( 122)100.0  | 27.9 | 45.9 | 26.2 |
| 頸 部  | ( 33)100.0   | 30.3 | 39.4 | 30.3 |
| 胴 体  | ( 64)100.0   | 26.6 | 40.6 | 32.8 |
| 上 肢  | ( 586)100.0  | 22.5 | 42.8 | 34.6 |
| 下 肢  | ( 185)100.0  | 20.0 | 42.2 | 37.8 |
| 複合部位 | ( 89)100.0   | 23.6 | 51.7 | 24.7 |

(注) 障害部位が「一般的傷病」および「部位不明」のものは対象者が少ないので掲げてないが、計には含めた。従って、障害部位別の合計は、計の数字と一致しない。

## 2 心づかい等の内容

障害者である夫に対し、どのような心づかいをしているかをみると第40表のとおりである。

「神経をいらだたせないよう気をつける」というものが最も多く63.4%、次いで「過労にならないよう気をつける」というものが48.1%となっている。このほか「洗面・食事・着かえの際、心を配る」「入浴時に気をつける」「食事の内容、作り方に気をつける」というものもかなり多く、家族、とくに妻が夫に対し種々の心づかいをしていることがわかる。

第40表 夫に対する心づかいの内容

(%)

| 障害部位 | 計          | 気た神<br>をせ経<br>つなを<br>けいい<br>るよう<br>うだ | けい過<br>るよ<br>うに<br>気な<br>をら<br>つな | を着洗<br>配か面<br>るえ・<br>の食<br>際事<br>心・ | つ入<br>ける<br>浴時<br>に気<br>を | つ作食<br>けり事<br>る方<br>に内<br>気容<br>を、 | 手た話<br>助りし<br>けすた<br>るる<br>り時<br>聞に | ん本<br>でや<br>あ新<br>聞を<br>読 | そ<br>の<br>他 |
|------|------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|-------------|
| 計    | (727)100.0 | 63.4                                  | 48.1                              | 33.0                                | 28.9                      | 16.8                               | 2.6                                 | 1.4                       | 16.6        |
| 頭部   | (90)100.0  | 74.4                                  | 48.9                              | 14.4                                | 5.6                       | 16.7                               | 2.2                                 | 7.8                       | 14.4        |
| 頸部   | (23)100.0  | 87.0                                  | 60.9                              | 21.7                                | 26.1                      | 30.4                               | —                                   | —                         | 34.8        |
| 胴体   | (43)100.0  | 69.8                                  | 60.5                              | 9.3                                 | 20.9                      | 34.9                               | —                                   | —                         | 11.6        |
| 上肢   | (383)100.0 | 58.7                                  | 40.2                              | 46.7                                | 36.8                      | 13.3                               | 0.5                                 | 0.3                       | 14.6        |
| 下肢   | (115)100.0 | 65.2                                  | 55.7                              | 17.4                                | 26.1                      | 18.3                               | —                                   | 0.9                       | 20.0        |
| 複合部位 | (67)100.0  | 56.7                                  | 65.7                              | 26.9                                | 28.4                      | 16.4                               | 6.0                                 | —                         | 23.9        |

(注) 1. 夫に対する心づかいが「必要」「時に必要」と回答したもののみを対象としている。

2. 心づかい等の内容は多答である。

3. 第39表注と同じ。

## Ⅶ 妻の意識

### 1 妻の相談相手

夫の被災後、精神面、経済面その他さまざまな面で、妻の相談相手になったのは「家族・親せき・知人」が最も多く66.3%を占め、次いで被災者本人である「夫」36.0%、「被災した事業場の人」21.4%となっている。

一方、「相談する人がない」と答えた者が6.4%みられる(第41表)。

第41表 妻の相談相手

(%)

| 計            | 夫    | 家族・親<br>せき・知人 | 被災した<br>事業場の人 | 公的機関<br>の人 | その他 | 相談する<br>人がない |
|--------------|------|---------------|---------------|------------|-----|--------------|
| (1,086)100.0 | 36.0 | 66.3          | 21.4          | 4.5        | 5.3 | 6.4          |

### 2 困っていること、つらいこと

「夫が被災したことにより、とくに困っていること、つらいことはなんですか」との質問に対し、7割弱のものが苦しみや悩みを訴えている。最も多く述べられている

のは「収入が減少し、支出が増加した」(44.7%)ことであり、次いで「夫がいら  
いらして怒りっぽくなった」(40.7%)ことである。このほか「妻が過労になる又  
は過労のため病気になる」(32.4%)、「夫が仕事をしていくうえで障害が多い」  
(28.0%)、「夫に適した仕事がない」(14.4%)、「夫のせわに手がかかる」  
(13.6%)、「子どもの将来が不安」(10.9%)等が多く述べられている(第42  
表)。

第42表 夫の被災後、困っていること、つらいこと

|                             | (%)          |
|-----------------------------|--------------|
| 計                           | (1,086)100.0 |
| 収入が減少した、支出が増加した             | 44.7         |
| 夫がいらいらして怒りっぽくなった            | 40.7         |
| 夫のせわに手がかかる                  | 13.6         |
| 夫に適した仕事がない                  | 14.4         |
| 夫が仕事をしていくうえで障害が多い           | 28.0         |
| 妻が過労になる、または過労から病気になる        | 32.4         |
| 子供の教育上好ましくないことが多い           | 4.1          |
| 子どもの将来が不安                   | 10.9         |
| 家庭のなかが暗い                    | 8.7          |
| 親せき・知人・近隣の人あるいは世間一般の人の理解がない | 4.3          |
| 相談相手がいない                    | 2.9          |
| そ の 他                       | 12.3         |
| とくに困ること、つらいことはない            | 23.6         |

(注) 困っていること、つらいことの内容は多答である。

### 3 要望事項

労働災害について、国や地方自治体、事業場、あるいは社会一般に対して、全体の  
8割が要望を述べている。

その主な内容は第43表のとおりであるが、最も多いのは労災保険の障害補償年金  
の増額、保険サービスの充実等、「国の労災補償をもっと手厚くしてほしい」という  
もので、過半数の55.1%を占めている。次いで、「事業場は、災害防止のため環境  
を整備し、安全教育を徹底してほしい」というものが24.8%。これと並んで多いの  
は「事業場は被災者に対してもっと面倒をみてほしい」というもので24.4%を占め  
ている。また「身障者の就労について、国や事業場はもっと便宜をはかってほしい」  
「補装具を改良してほしい、または支給方法を改善してほしい」「身障者に対する社

会一般の理解がほしい」という要望もかなりみられる。

第43表 労働災害についての要望事項

|                               | (%)          |
|-------------------------------|--------------|
| 計                             | (1,086)100.0 |
| 国の労災補償をもっと手厚くしてほしい            | 55.1         |
| 機能回復あるいは技能習得のための施設を充実してほしい    | 12.8         |
| 補装具を改良してほしい又は支給方法を改善してほしい     | 18.6         |
| 身障者の就労について国や事業場はもっと便宜をはかってほしい | 22.3         |
| 事業場は被災者に対してもっと面倒をみてほしい        | 24.4         |
| 事業場は災害防止のため環境を整備し安全教育を徹底してほしい | 24.8         |
| 身障者に対する社会一般の理解がほしい            | 13.9         |
| そ の 他                         | 11.0         |
| とくに望むことはない                    | 18.0         |

(注) 要望の内容は多答である。

# 付 録

一

上

# 調 査 票

行政管理庁承認番号 8574

昭和47年7月31日まで

秘

労働災害家族の生活実態に関する調査

昭和47年6月

(フエースシート)

労働省婦人少年局

|        |  |  |  |       |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|-------|--|--|--|--|
| 婦人少年室名 |  |  |  | 調査者氏名 |  |  |  |  |
| 監督署番号  |  |  |  |       |  |  |  |  |

|              |               |   |      |   |    |      |  |  |  |
|--------------|---------------|---|------|---|----|------|--|--|--|
| サンプル番号       |               |   | 障害等級 |   |    | 障害部位 |  |  |  |
| 年金証書番号       |               |   |      |   |    |      |  |  |  |
| 年金受給者氏名      |               |   |      |   |    |      |  |  |  |
| 現住所          |               |   |      |   |    |      |  |  |  |
| 生年月日         | 昭和<br>大正<br>明 | 年 | 月    | 日 |    |      |  |  |  |
| 災害発生日        | 昭和            | 年 | 月    | 日 |    |      |  |  |  |
| 支給事由発生日      | 昭和            | 年 | 月    | 日 |    |      |  |  |  |
| 給付基礎日額       |               |   |      |   |    |      |  |  |  |
| 障害補償年金(月額)   |               |   |      |   |    |      |  |  |  |
| その他の公的年金(年額) |               |   |      |   |    |      |  |  |  |
| 業種番号         |               |   |      |   | 規模 |      |  |  |  |

〔記入のしかた〕 質問に対する回答は、該当する番号を○で囲むか、あてはまる答えを記入する。

問1 現在のあなたのご家族およびご主人が被災した当時のご家族のようすをうかがわせてください。ここでいう家族とは、生計を共にしている家族をいいます。  
(主たる家計の維持者に○印をつける。)

| 現 在      |             |    |            |                        |            | 被 災 時    |             |    |            |                        |            |
|----------|-------------|----|------------|------------------------|------------|----------|-------------|----|------------|------------------------|------------|
| 家族<br>番号 | 本人との<br>続 柄 | 年齢 | 就業の<br>有 無 | 在学 の<br>有 無            | 家 計<br>維持者 | 家族<br>番号 | 本人との<br>続 柄 | 年齢 | 就業の<br>有 無 | 在学 の<br>有 無            | 家 計<br>維持者 |
| 1        | 夫           |    | 有 無        |                        |            | 1        | 夫           |    | 有 無        |                        |            |
| 2        | 本人(妻)       |    | 有 無        |                        |            | 2        | 本人(妻)       |    | 有 無        |                        |            |
| 3        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            | 3        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            |
| 4        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            | 4        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            |
| 5        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            | 5        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            |
| 6        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            | 6        |             |    | 有 無        | 小 学 校<br>中 学 校<br>高校以上 |            |

→ 問2へ

問2 ご主人が被災してから現在まで、あなた（妻）のついた仕事についておきかせ下さい。

- 1 被災してから現在まで仕事についたことは全くない → 問7へ
- 2 被災時に仕事についていた
- 3 被災後はじめて仕事についた } それはどのような仕事ですか

（2つ以上の仕事についた場合は、主となる仕事に○印をつける）

- イ 雇用労働者
- |               |   |            |
|---------------|---|------------|
| イ) 専門的技術的職業   | } | 常用ですか、臨時でか |
| ロ) 事務         |   |            |
| ハ) 販売         |   |            |
| ニ) 技能工・生産工程作業 |   |            |
| ホ) サービス職業     |   |            |
| ヘ) その他( )     |   |            |
- イ 常用
- ロ 臨時、日雇
- ロ 自分の家の農業
- ハ 農業以外の自営業
- ニ 内職
- ホ その他( )

○被災後はじめて就業した人は → 問3へ

○被災時に就業していた人は → 問4へ

〔夫の被災後、仕事についた人に〕

問3 その仕事はどのようにしてみつめましたか。

- 1 公共職業安定所
- 2 夫の被災した事業場のせわ
- イ 夫の被災した事業場に雇用された
- ロ その他( )
- 3 親せき、知人のせわ
- 4 広告、ビラ
- 5 自分ではじめた
- 6 その他( )

→ 問4へ

問4 その仕事を現在も続けていますか

1 続けている

2 かわった それはなぜですか(MA)

イ 収入がよいから

ロ 家から近いから

ハ 仕事がらうだから

ニ 時間に余裕があるから

ホ その他( )

→ 問5へ

3 現在はなにもしていない → 問7へ

[ 本人(妻)が現在就業している人に ]

問5 あなたは現在どのような仕事についていますか(2つ以上の仕事についている場合は、主となる仕事に○印をつける)

|         |   |            |                                  |
|---------|---|------------|----------------------------------|
| 1 雇用労働者 | イ | 専門的技術的職業   | } 常用ですか、臨時ですか<br>イ 常用<br>ロ 臨時、日雇 |
|         | ロ | 事務         |                                  |
|         | ハ | 販売         |                                  |
|         | ニ | 技能工・生産工程作業 |                                  |
|         | ホ | サービス職業     |                                  |
|         | ヘ | その他( )     |                                  |

2 自分の家の農業

3 農業以外の自営業

4 内職

5 その他( )

○ 学令前の子どものある人は → 問6へ

○ " ない人は → 問8へ

[ 学令前の子どものある人に ]

問6 あなたが働いている間、学令前の子どもの保育はどのようにしていますか(MA)

1 保育施設にあずけている

2 家族のものがみている

3 家族以外のものにみてもらっている。

4 本人(妻)が仕事をしながらみている

5 誰もみる人がいない

6 その他( ) → 問8へ

〔本人（妻）が現在就業していない人に〕

問7 仕事をしていないわけをおきかせください。

- 1 仕事につく気持はない
- 2 仕事につきたいがつけない（MA）
  - イ 夫のせわが十分にできないから
  - ロ 乳幼児の保育に手がかかるから
  - ハ 本人（妻）が病弱あるいは過労になるから
  - ニ 適当な仕事がないから
  - ホ その他（ ）

→ 問8へ

問8 ご主人は被災したことにより、事業場を退職なさいましたか

- 1 退職しない
- 2 退職した
- 3 被災とは関係なく退職した

→ 問9へ

} → 問12へ

〔夫が被災した事業場にひきつづき在職している人に〕

問9 ご主人が被災してから復職するまでどのくらいの期間がありましたか

- 1 （ ）年（ ）カ月
- 2 現在休業中

→ 問10へ

→ 問14へ

問10 ご主人は現在どのような仕事をしていらっしゃいますか

- 1 被災前と同じ仕事（仕事の内容）
- 2 被災前とは違う仕事（仕事の内容・被災前 →現在）
- 3 わからない → 問11へ

問11 ご主人の事業場での身分や地位は、被災前と変りましたか

- 1 変らない
- 2 変った（被災前 →現在）
- 3 わからない → 問14へ

〔夫が被災した事業場を退職した人に〕

問12 ご主人は現在なにか仕事をしていらっしゃいますか

- |                    |   |   |      |
|--------------------|---|---|------|
| 1 雇われて働いている（仕事の内容） | } | → | 問13へ |
| 2 自営業（仕事の内容）       |   |   |      |
| 3 家業の手伝い（仕事の内容）    | } | → | 問14へ |
| 4 内職（仕事の内容）        |   |   |      |
| 5 その他（仕事の内容）       |   |   |      |
| 6 なにもしていない         |   |   |      |

〔夫が被災した事業場を退職し、現在、雇用労働者または自営業を営んでいる人に〕

問13 ご主人が被災してから仕事につくまで、どの位の期間がありましたか

（ ）年（ ）カ月

誰のせいでその仕事につきましたか

- |            |   |      |
|------------|---|------|
| 1 被災した事業場  | → | 問14へ |
| 2 公共職業安定所  |   |      |
| 3 身障者訓練施設等 |   |      |
| 4 親せき、知人   |   |      |
| 5 広告、ビラ    |   |      |
| 6 自分ではじめた  |   |      |
| 7 その他（ ）   |   |      |

問14 ご主人の被災によって、お子さんの高校への就学または進学に支障がありましたか

- |       |               |                       |
|-------|---------------|-----------------------|
| 1 あった | イ             | 高校進学をやめて就職した          |
|       | ロ             | 高校を中途退学して就職した         |
|       | ハ             | 全日制をやめて定時制にした         |
|       | ニ             | 子どもがアルバイトをして就学または進学した |
|       | ホ             | 公的機関の奨学金を受けた          |
|       | ヘ             | 夫の被災した事業場の奨学金を受けた     |
| 2 ない  | イ             | 自費でまかなえる              |
|       | ロ             | 被災前から高校進学の手配はなかった     |
|       | ハ             | その他（ ）                |
| 3     | 該当する子どもがいなかった |                       |

→ 問15へ

問15 ご主人が被災したことにより、家計への影響がありましたか、影響があった場合には、どのように対処してきましたか。また、とくに大きな影響がなかった場合、それはなぜですか

1 影響があった

どのように切りぬけてきましたか(MA)

- イ 生活を切りつめた
- ロ 借金をした
- ハ 田、畑、土地、株などを処分した
- ニ 預金をおろして使った
- ホ 本人(妻)が働いて増収をはかった
- ヘ 本人以外の家族が働いて増収をはかった
- ト 親、親せきの援助を受けた
- チ その他( )

2 とくに大きな影響はなかった

それはなぜですか(MA)

- イ 被災した事業場から給与等が支給された
- ロ 被災前から本人(妻)が働いて収入があった
- ハ " 家族が " "
- ニ その他( )

→ 問16へ

問16 お宅では先月(5月)どのくらいの収入がありましたか(農業、自営業の場合は年収の1カ月平均額を記入する)

1 カ月あたり世帯総収入額 約( )円

本人(妻)が働いて得た収入 約( )円

夫が働いて得た収入 約( )円

|       |   |              |      |
|-------|---|--------------|------|
| *公的年金 | { | 障害補償年金(労災保険) | ( )円 |
|       |   | その他の公的年金     | ( )円 |
|       |   | 計            | ( )円 |

☆ \*印は調査者がフエースシートから転記するが、この場合「その他の公的年金」については、月額になおして記入する。

→ 問17へ

問17 ご主人の日常の生活や身のまわりのことについて、特別な心づかいや世話を必要としますか。また、それはどのようなことですか

- 1 必要 } それほどのようなことです( MA )  
2 時に必要 }
- イ 洗面, 食事, 着がえの際心を配る
  - ロ 入浴時に気をつける
  - ハ 本や新聞を読んであげる
  - ニ 話したり聞いたりする時に手助けする
  - ホ 食事の内容, 作り方に気をつける
  - ヘ 過労にならないよう気をつける
  - ト 神経をいらだたせないよう気をつける
  - チ その他( )

3 必要ない

→ 問18へ

問18 ご主人の被災後、精神面あるいは経済面等さまざまな面で、あなたの相談相手になってくれたのは誰ですか( MA )

- 1 夫
- 2 家族・親せき・知人
- 3 被災した事業場の人
- 4 公的機関の人( )
- 5 その他( )
- 6 相談する人がいない

→ 問19へ

問19 ご主人が被災したことにより、とくに困っていること、つらいことはなんですか（MA）

- 1 収入が減少した、支出が増加した
- 2 夫がいらいらして怒りっぽくなった
- 3 夫のせわに手がかかる
- 4 夫に適した仕事がない
- 5 夫が仕事をしてくうえで障害が多い
- 6 本人（妻）が過労になる
- 7 本人（妻）が過労から病気になった
- 8 子どもの教育上好ましくないことが多い
- 9 子どもの将来が不安
- 10 家庭のなかが暗い
- 11 親せき、知人、近隣の人あるいは世間一般の人の理解がない
- 12 相談相手がいない
- 13 その他（ ）
- 14 とくに困ること、つらいことはない

→ 問20へ

問20 労働災害について国や都道府県、市町村あるいは事業場などになにを望みますか（主なもの3つまで○印をつける）

- 1 国の労災補償をもっと手厚くしてほしい
- 2 機能回復あるいは技能習得のための施設を充実してほしい
- 3 補装具を改良してほしい、又は支給方法を改善してほしい
- 4 身障者の就労について国や事業場はもっと便宜をはかってほしい
- 5 事業場は被災者に対しもっと面倒をみてほしい
- 6 事業場は災害防止のため環境を整備し、安全教育を徹底してほしい
- 7 身障者に対する社会一般の理解がほしい
- 8 その他（ ）
- 9 とくに望むことはない

## 労働者災害補償保険について

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、労働者が業務災害をこうむった場合に、その労働者や遺族に対し保険給付や種々のサービスを行なっている政府管掌の保険制度である。それは、業務災害によって失われ、あるいは減退した稼働能力を回復し、補償することにより、労働者とその遺族を保護することを目的としている。

### 1 保 險 給 付

#### (1) 障害補償年金

労災保険の保険給付には、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、長期傷病補償給付がある。

このうち障害補償給付とは、労働者の業務上の負傷や病気がなかつたあと、身体に一定の障害が残ったとき行なわれる給付のことで、障害の程度に応じて第1級から第14級までに分れ、障害が重いとき（第1級～7級）は障害補償年金、障害が軽いとき（第8級～第14級）は障害補償一時金が支給される。

今回の調査では対象を障害等級4～7級のものに限ったが、これらの障害者は年金として平均賃金の191日分～117日分が支給される。

#### (2) 障害等級

障害等級第4～7級の給付内容と身体障害の程度は次のとおりである。

| 障害等級  | 給付の内容                       | 身 体 障 害                                                                                                                                                                            |
|-------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 4 級 | 当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の191日分 | 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの<br>2. そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの<br>3. 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失ったもの<br>4. 一上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>5. 一下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>6. 両手の手指の全部の用を廃したもの<br>7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの |
| 第 5 級 | 同                           | 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になった                                                                                                                                                          |

|     |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 165日分      | もの<br>2. 一上肢を腕関節以上で失ったもの<br>3. 一下肢を足関節以上で失ったもの<br>4. 一上肢の用を全廃したもの<br>5. 一下肢の用を全廃したもの<br>6. 両足の足指の全部を失ったもの                                                                                                                                                                                                                              |
| 第6級 | 同<br>140日分 | 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの<br>2. そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの<br>3. 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの<br>4. せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの<br>5. 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの<br>6. 一下肢の三大関節の用を廃したもの<br>7. 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの                                                                                                                |
| 第7級 | 同<br>117日分 | 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの<br>2. 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの<br>3. 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>4. 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>6. 一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの<br>7. 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの<br>8. 一足をリスフラン関節以上で失ったもの |

|  |  |                             |
|--|--|-----------------------------|
|  |  | 9. 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの  |
|  |  | 10. 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの |
|  |  | 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの        |
|  |  | 12. 女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの       |
|  |  | 13. 両側のこう丸を失ったもの            |

- 身体障害が2つ以上ある場合には重い方の身体障害の該当する障害等級による。
- 13級以上の障害が2つ以上ある場合には重い方の等級を1～3級くりあげた障害等級とする。

### (3) スライド制

保険給付の額は、災害補償の事由の生じた当時の賃金（給付基礎日額（一般的には労働基準法の平均賃金））をもとにして計算される。ところが年金給付の場合、長期間にわたって支給されるので、一般の賃金水準が一定の限度を超えて変動したときは、年金給付の額が改定されるようになっている。このように経済的諸条件の変動に応じて、年金給付などの実質的価値を維持するため、その額を調整することをスライド制という。

障害補償年金給付のスライドは、「毎月勤労統計」による全産業の平均給与額を基礎とし、その平均給与額が、傷病の発生した年における平均給与額の20%をこえて上下し、その状態が継続すると認められるときにスライドが行なわれる。

### (4) 他の諸制度との関係

#### イ 損害賠償との調整

業務上の災害が、第三者の不法行為によって発生したときは、労災保険の保険給付を請求することができるとともに、第三者に対しても損害賠償の請求ができる。しかし労災保険の給付と第三者からの損害賠償とは、その内容において重複する部分も少なくないので、労災保険では二重に損害をてん補する不合理をさけるために、同一の事由により第三者から損害賠償（自動車損害賠償保険を含む。）をうけた場合には、その損害賠償額の範囲（受給権者のとり分）までは保険給付を行なわないことになっている。また、労災保険が先に保険給付を行なった場合には、その給付額について、労災保険（政府）は第三者に対し、被害者に代って損害賠償の請求をすることになっている。

#### ロ その他の公的年金との調整

労災保険の年金受給者であつて、同一事由で厚生年金、船員保険あるいは国民年金を支給されるときは、厚生年金および船員保険の場合は支給額の1/2に相当する額を、国民年金保険の場合は支給額の1/3に相当する額を、それぞれ労災年金から調整（差し引き）して支給することになっている。

## 2 保険サービス（保険施設）

業務災害を受けた労働者やその遺族は、保険給付のほか必要に応じて種々のサービスを受けることができる。このようなサービスを「保険施設」といい、その一部は労災保険が出資している労働福祉事業団で行なっている。

第4級～7級の障害補償年金の受給者が利用できる保険施設には次のようなものがある。

| 種 類           | 内 容                           |
|---------------|-------------------------------|
| ○外科後処置診療      | 義肢装着のための再手術、醜状軽減のための再手術など     |
| ○義肢その他の補装具の支給 | 義肢、義眼、眼鏡、車いすなどの支給             |
| ○温泉保養         | 1回7日以内の温泉保養（宿泊料、食事料、サービス料、旅費） |

労働災害家族の生活実態に関する調査

昭和48年 4 月30日 印刷

昭和48年 5 月 1 日 発行

発行者 労働省婦人少年局  
東京都千代田区大手町1-3-1

印刷者 有限会社 研 文 社  
東京都新宿区四谷3-6